

○銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消し

(第 11 条第 2 項)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日

令和 4 年 3 月 15 日

処分基準

令和 4 年 3 月 15 日作成

|              |   |
|--------------|---|
| 法令名          | 銃砲刀剣類所持等取締法   |
| 根拠条項         | 第 11 条第 2 項   |
| 処分の概要        | 銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消し   |
| 原権者<br>(委任先) | 岡山県公安委員会  |
| 法令の定め        | 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条(許可)、第 6 条(国際競技に参加する外国人に対する許可の特例)、第 5 条第 5 項(許可の基準)、第 11 条第 2 項   |
| 処分基準         | 法第 5 条第 1 項第 3 号から第 5 号まで又は第 15 号から第 18 号までに該当する同居の親族が生じた場合は、許可者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合を除き、許可を取り消すものとする。 |
| 問い合わせ先       | 生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室  |